

逗子市市税条例の一部を改正する条例案の概要

1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律に対応するため、逗子市市税条例の一部を改正します。

2 主な改正内容

平成30年6月頃に施行される「生産性向上特別措置法」において、平成30年度～平成32年度の3年間を集中投資期間と位置づけ、中小企業の生産性革命の実現のため、特定の償却資産に係る固定資産税の課税標準額に乘じる特例率を「零」と規定します。

【特例措置の内容】

○以下の要件を満たす設備投資を対象

①市町村計画に基づき中小企業が実施する設備投資

- ・中小企業は商工会議所・商工会等と連携し、設備投資計画を策定
- ・企業の設備投資計画が市町村計画に合致するかを市町村が認定

②真に生産性革命を実現するための設備投資

（導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資）

③企業の収益向上に直接つながる設備投資

（生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資）

○償却資産に係る固定資産税の課税標準額に乘じる特例率を地方税法で定める範囲（零以上1/2以下）のうち「零」とする。

○当該特例措置は、集中投資期間（平成30年度～平成32年度）の3年間に限定する。

対象者	中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等）のうち、先端設備等導入計画の認定（労働生産性年平均3%以上向上、市町村計画に合致）を受けた者 ※労働生産性年平均3%以上向上するか否かは、認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会）において確認し、確認書を市町村へ提出
対象設備	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 ⇒工業会証明書を取得し、該当資産であることを確認 【減価償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）】 ・機械装置（160万円以上／10年以内） ・測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ・器具備品（30万円以上／6年以内） ・建物附属設備（60万円以上／14年以内） ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く
要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	償却資産に係る固定資産税の課税標準額に乘じる特例率を3年間「零」とする